

ちちぶ定住自立圏森林整備 ・活用に関する行動計画



平成25年3月

秩父地域森林林業活性化協議会

I はじめに

秩父圏域の森林は、地域や自然環境の保全、水源のかん養、再生可能な木質資源の供給、観光資源としての良好な景観の形成、地球温暖化の緩和、自然観察や登山などの教育や体験の場の提供など、地域住民の生活に貢献する多様な機能と効果の発揮が期待されています。

この森林を有効活用することで、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目的に、秩父圏域の市・町が行う森林・林業施策の具体的な実行計画として、「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」を作成しました。

この行動計画は、秩父地域森林林業活性化協議会規約（平成 24 年 5 月 23 日策定）第 3 条（4）に基づき、秩父圏域の森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指すための具体的な実行計画として位置付けるものです。

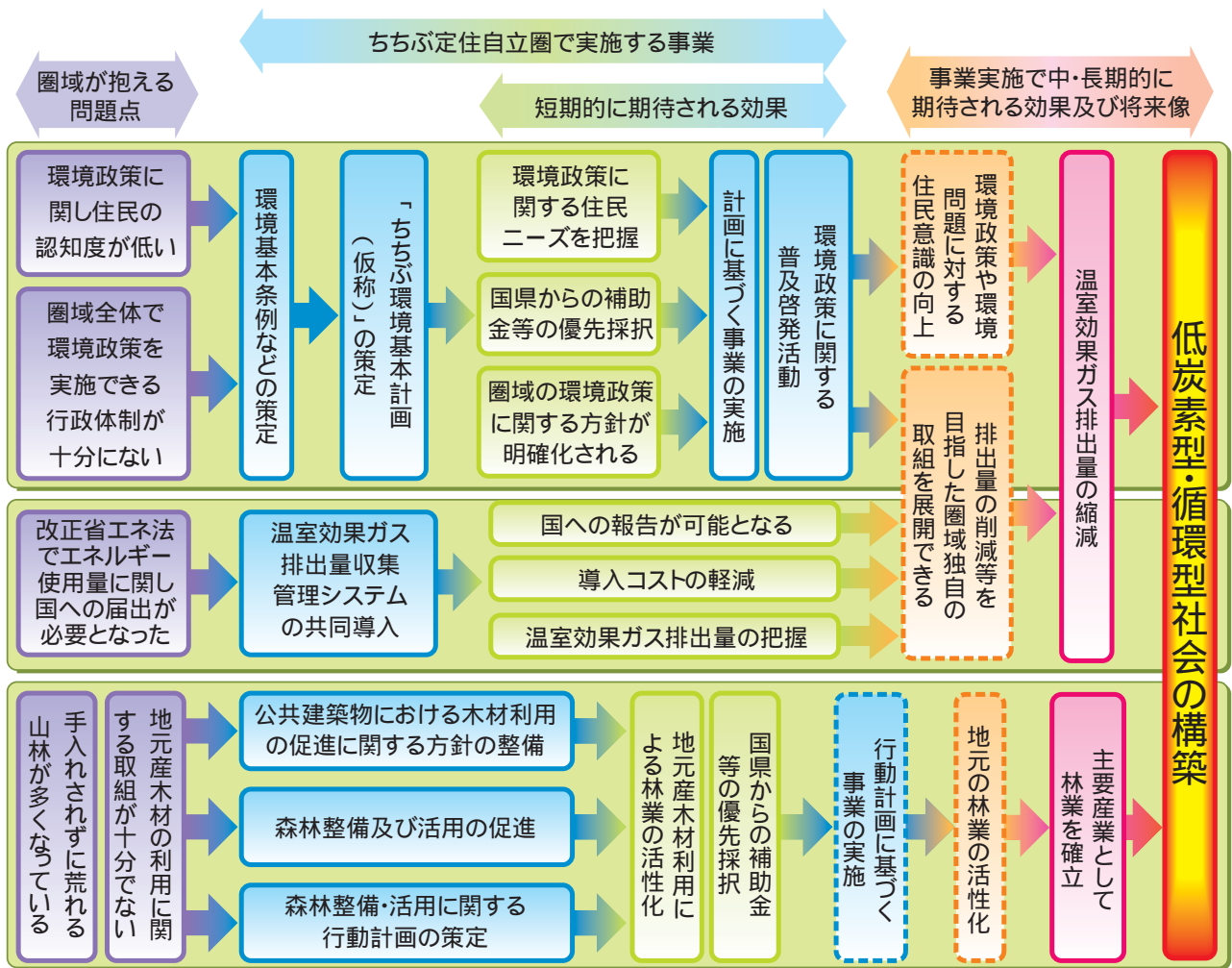
「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」は、秩父圏域の市・町及び国・県の機関、秩父広域森林組合、横瀬町森林組合、秩父木材協同組合、（財）秩父地域地場産業振興センターが参加した秩父地域森林林業活性化協議会が作成したものです。

II 背景

秩父地域森林林業活性化協議会は、ちちぶ定住自立圏共生ビジョン（平成 22 年 10 月 29 日策定）に基づき、秩父圏域の森林・林業行動計画の策定や森林活性化事業を実施するために、準備会での協議を経て平成 24 年 5 月 23 日に設立されました。

協議会の設立に先立ち、平成 23 年 8 月にちちぶ定住自立圏森林 WG を開催し、森林林業の活性化に向けて地域として「何を・どのように」実現していくのかについて検討を行いました。森林 WG では、行動計画の策定を念頭に森林の活用と施業についての具体的な検討を重ねてきました。

この話し合いの中で、県が平成 22 年 12 月に策定した「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」とその地域版である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン秩父地域プログラム」に基づき、地域が行うことを定める「森林活用行動計画」を策定することになりました。



「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン戦略図」

III 秩父圏域の森林・林業の現状と課題

秩父圏域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成され、総面積は89,250ha、そのうち森林が75,569haで秩父圏域の約85%を占めています。

森林の構成は、民有林が63,563haで約84%を占め、そのうち人工林は30,171haとなっています。

人工林のうちスギ・ヒノキ等の針葉樹の面積は30,132haで、蓄積が11,390千m³、成長量は196千m³となっています。

資源構成は、木材として利用可能な46年生以上の人工林面積が19,776haで約66%、蓄積は8,863千m³で約78%を占めるまでに生育し、木材資源は充実期を迎えています。

素材生産は、民有林における生産量が31千m³で、利用率を80%として幹材積を推定すると39千m³となり、人工林（針葉樹）成長量の約20%に相当します。

森林資源の成長量に比較し、素材生産は低いと考えられます。

木材価格の長期低迷やシカ等による食害により森林・林業への関心が薄れ、特に奥地の森林では、間伐等の手入れが行き届かない森林が見られます。

施業の集約化・団地化を進め高性能林業機械による作業システムの確立を図り森林の循環利用を促進するとともに、針広混交林化などの森林整備やシカ等の食害対策を進め、適切な森林の整備・保全を推進する必要があります。

木材の流通は、圏域内の木材センターへの市売りに7.5千 m^3 （21%）、圏域内の製材工場への直送に11.9千 m^3 （34%）、圏域外の市売りや製材工場への直送に15.9千 m^3 （45%）の素材が流通しています。

木材センターへ出荷された素材は、圏域内の製材工場へ4.7千 m^3 、圏域外へ2.8千 m^3 が納入されています。

最終的に、圏域内で生産された素材35.3千 m^3 は、圏域内の製材工場へ16.6千 m^3 （47%）、圏域外へ18.7千 m^3 （53%）流通していることとなります。

木材の加工は、大規模製材工場を中心に加工体制は整っています。

製材工場の素材消費量は37千 m^3 で、圏域内から16.6千 m^3 、その他が20.4千 m^3 と約55%が圏域外からの調達となっています。

木材利用では、秩父産材の利用拡大を目的として、「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を秩父圏域各市町で策定し、木材利用拡大の取組を進めています。

埼玉県は全国でも有数の住宅着工戸数を誇るものの、その需要を満たすだけの十分な木材供給が行われていないのが現状です。

このため、森林資源の充実期を迎え、圏域内で生産される素材で製材工場の消費をまかなう仕組みを作り、安定供給を図るとともに、公共施設や民間住宅等での利用の拡大を進める必要があります。

さらに、従来から秩父地域は、森林資源を活用したきのこ類の生産が盛んに行われてきましたが、安定的生産を通じて直販の拡大や大手小売店との連携を強化していくことが望まれます。

また、新たな取組として、秩父圏域に生育するカエデ類に着目し、「伐らない林業」としてカエデの樹液を活用した新たな地域の特産品づくりに取り組んでいます。自生する各種のカエデ類を利用するだけでなく、植栽を行うなど、資源の活用と創出を図り、安定供給を確保するための取組を始めています。

Ⅳ 行動計画

テーマ1 森林の循環利用の促進

秩父地域プログラム課題5 [森林の循環利用による元気な秩父林業の展開]

森林資源の状況を把握し、データの蓄積を進め活用することで森林経営計画の作成を支援し、森林資源の有効活用を図ります。

(1) 取組内容

① 森林経営計画樹立支援

・ 森林経営計画の作成を支援し、計画的な森林整備を促進します。

② 森林・林業データバンクの創設

・ 森林・林業に関する各種情報の集約化並びに活用を推進します。

③ 未利用木質資源の利用支援

・ 木質バイオマスの利活用を促進し、林地残材の有効活用を推進します。

(2) 具体的な行動

① 森林・林業データバンク

- ・ 森林経営計画(主伐・間伐等)データ及び主伐・間伐等による素材生産計画データ
- ・ 作業道等路網整備計画データ
- ・ 森林資源量データ (モデル地区を設定し資源量調査を実施)
- ・ 森林整備や素材生産を実施する事業者のデータ (技術者、林業機械等)
- ・ 各製材工場が求める素材の規格・数量・取扱条件
- ・ 各素材生産事業者が提供できる素材の規格・数量・取扱条件
- ・ 木材センターの市況データ



薪として集積された林地残材

② 未利用木質資源の利用支援

- ・ 林地残材等の搬出の促進
- ・ 木質燃料生産販売調査の実施
- ・ 木質燃料ボイラーや薪ストーブの導入の促進



ボランティアによる林地残材の搬出

テーマ2 針広混交林化等の森林整備の推進

秩父地域プログラム課題4 [水をはぐくむ秩父の豊かな森づくり]

人工林は間伐等が適期に行われないと、水源かん養機能が低下し、生物多様性に乏しい森林になります。適切な森林整備の実施や、針広混交林化等を図り豊かな森づくりを進めます。

(1) 取組内容

①奥地人工林の針広混交林化及び広葉樹の造林支援

・多様な生物の生息地確保のため、樹種や林齢構成の異なる森林を造成します。

②竹やササが繁茂する里山の再生支援

・里山を再生し、農村景観の維持・向上を推進します。

(2) 具体的な行動

①生物多様性の森

- ・間伐などによる植生の多様化
- ・地域産樹種の生産
- ・地域産樹種による植栽

②里山の再生

- ・森林へ拡大した竹林の整備
- ・森林ボランティア等による里山景観の維持活動

里山での竹林伐採



施業実施前



施業実施後



テーマ3 シカ等の食害対策の推進

秩父地域プログラム課題6 [活力ある豊かな農山村づくり]

地域住民や森林組合、県と市町が一体となって、シカやクマ等の獣害防止に取り組み被害の軽減を図ります。

(1) 取組内容

①シカ害防護柵の設置等獣害対策への支援

- ・シカ害防護柵等の設置と適切な維持管理を推進します。

②有害鳥獣捕獲支援

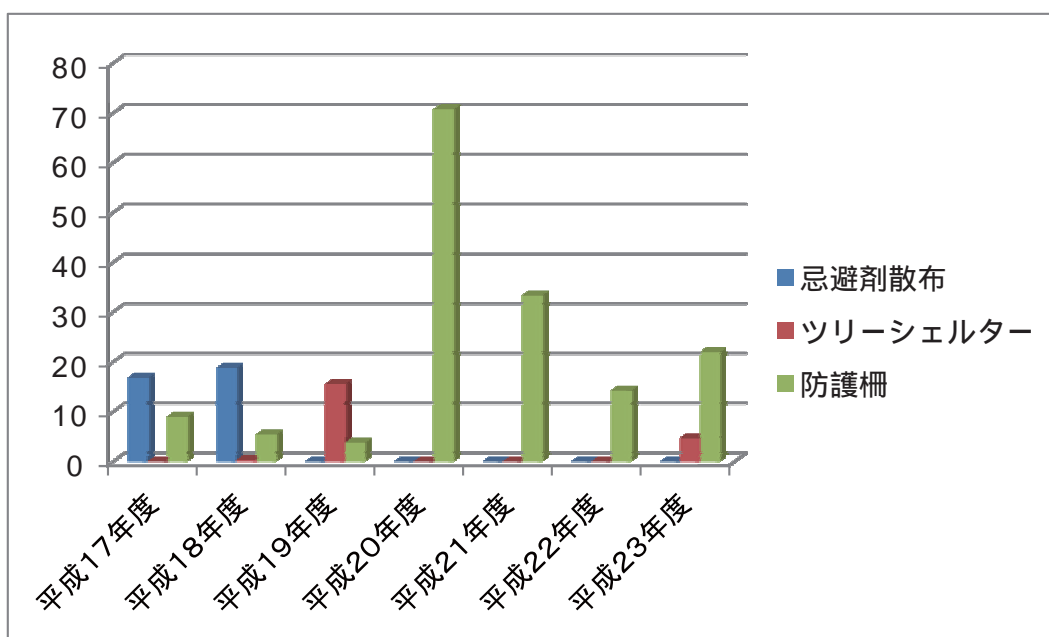
(2) 具体的な行動

①安価で効果的な防護柵等の開発

- ・被害状況調査
- ・実証試験の実施
- ・防護柵等の設置方法の普及

②シカ等の保護管理方法の検討

獣害の防除実績



テーマ4 地域産木材の安定供給体制の確立

秩父地域プログラム課題5 [森林の循環利用による元気な秩父林業の展開]

素材生産業者や製材工場等の中で関連する情報の共有化を図ることで、森林の循環利用を効率的に行い、「伐って、使って、植えて、育てる」取組を推進します。

(1) 取組内容

①加工工場と素材生産者とのミスマッチの解消

- ・ 木材需給情報の共有及び活用を推進します。

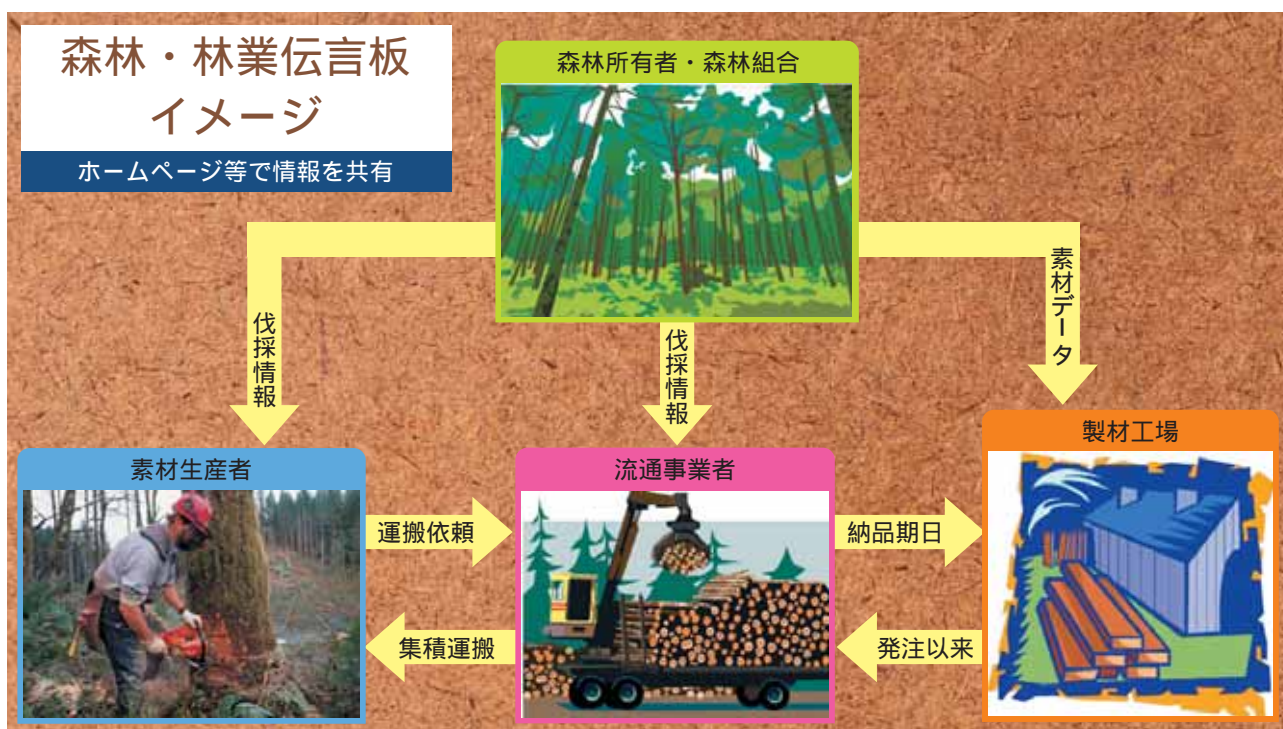
②森林・林業伝言板の創設

- ・ 森林・林業に関する各種情報の集約化並びに活用を推進します。

(2) 具体的な行動

①森林・林業伝言板

- ・ 森林所有者や素材生産業者が所有し販売を希望する素材データ
- ・ 製材工場が購入を希望する素材データ



テーマ5 公共施設や民間住宅等での木材利用の推進

秩父地域プログラム課題5 「森林の循環利用による元気な秩父林業の展開」

秩父圏域の市町で定めた「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を推進するとともに、戸建て住宅への秩父産木材の利用を促進します。

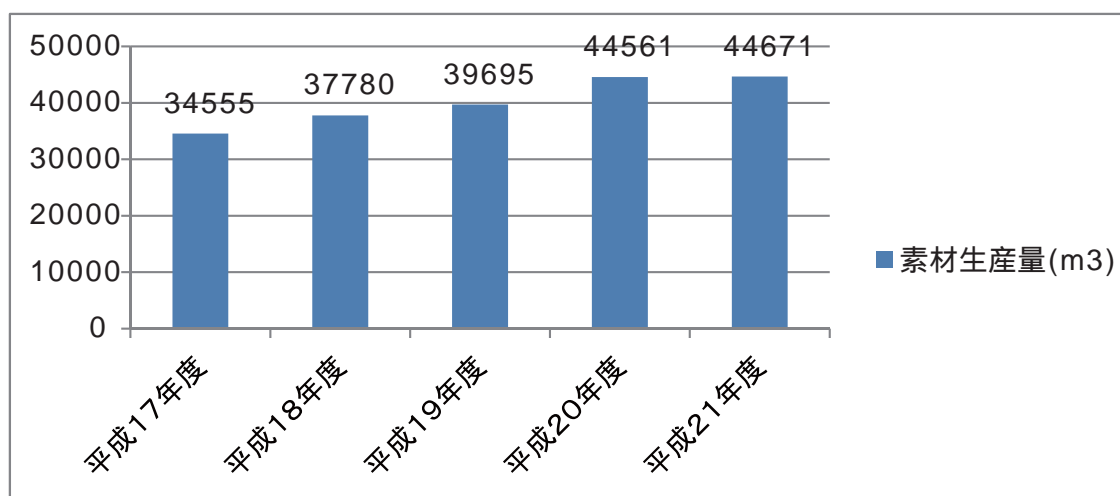
(1) 取組内容

- ①市・町が管理する公共施設等での秩父産木材の使用の徹底
 - ・各市・町の公共施設等での秩父産木材の使用を徹底します。
- ②民間住宅における秩父産木材使用の支援
 - ・民間住宅の新築・増改築での秩父産木材の使用を推進します。
- ③秩父産木材のPR掲示板の創設
 - ・秩父産木材に関する各種データの集約化並びに活用を推進します。

(2) 具体的な行動

- ①秩父産木材のPR掲示板
 - ・市・町が管理する公共施設等の新設・改築計画
 - ・秩父産木材を活用する工務店等の業者データ
 - ・市・町が管理する地域材を使用し木質化した公共施設等の広報データ
 - ・秩父産木材を加工している製材工場やプレカット工場のデータ
 - ・秩父産木材を販売している事業者データ
 - ・秩父産木材利用相談窓口の設置

素材生産量の推移



テーマ6 新たな森林産業への支援

秩父地域プログラム課題3 [農林業の6次産業化の推進]

秩父地域には全国で見られるカエデ類 27 種のうち、21 種が自生しています。これらの豊富な資源からカエデ樹液を採取・加工し秩父圏域の特産品化を進めるなど新たな森林産業の育成を図ります。

(1) 取組内容

①カエデ類の資源調査への支援

- ・カエデ等樹液活用樹木の調査等を支援します。

②市・町有林での樹液採取への支援

- ・市・町有林での樹液採取活動を支援します。

③新たな森林産業PR掲示板の創設

- ・カエデ等の樹液を活用した森林活用産業の取り組みを支援します。

(2) 具体的な行動

①新たな森林産業PR掲示板

- ・カエデ類から樹液を採取する事業者のデータ
- ・カエデ樹液を活用した商品の紹介
- ・カエデ類植樹等の活動報告
- ・森林所有者からのカエデ類樹木情報の提供
- ・森林所有者からのカエデ類植樹地提供情報



カエデ樹液採取の様子



メープルシロップを使った商品

1 秩父地域森林林業活性化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、秩父地域森林林業活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、秩父圏域の森林の有効活用を通じ、健全な森林の育成と循環型社会の構築、地域経済の発展を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林施業の効率化に関する事業
- (2) 地域産木材利用に関する事業
- (3) 森林を生かした新事業の創設に関する事業
- (4) 森林分野に関する行動計画の策定
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成団体、委員)

第4条 協議会の構成団体及び委員は、別紙のとおりとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

第6条 協議会の委員及び幹事会・分科会の委員は、無報酬とする。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、この協議会の財産の状況及び決算を監査する。

(協議会決定事項)

第9条 協議会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃等

- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 収支予算及び収支決算
- (4) 資産の管理
- (5) 役員を選任
- (6) その他協議会において必要と認められた事項
(会議)

第10条 会長は、必要に応じ委員を招集し、協議会を開催する。ただし、書面により議案を審査することができる。

2 協議会の議長は、会長とする。

3 協議会の議決は、出席した副会長及び委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議案に対し利害関係を有する委員については、その議案に限り議決権を有しないものとする。

(幹事会)

第11条 会長は、協議会の運営を円滑に遂行するために、幹事会を組織することができる。

2 幹事会は会長が指名した者で構成する。

(分科会)

第12条 会長は、第3条の事業を遂行するために、分科会を組織することができる。

2 分科会の長は、会長が指名し、その構成員は分科会の長が指名した者で構成する。

(事務局)

第13条 協議会の事務局を秩父市役所環境部内に置く。

(会計)

第14条 協議会の会計事務等は、秩父地域森林林業活性化協議会会計処理規程に基づき行う。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項は、協議会の議決を経て、会長が定める。ただし、協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、平成24年5月23日から施行する。

別紙（第4条関係）

構成団体	委員
林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所	林野庁関東森林管理局 埼玉森林管理事務所長
埼玉県	埼玉県秩父農林振興センター所長
秩父市	秩父市長
横瀬町	横瀬町長
皆野町	皆野町長
長瀨町	長瀨町長
小鹿野町	小鹿野町長
秩父広域森林組合	秩父広域森林組合代表理事組合長
横瀬町森林組合	横瀬町森林組合代表理事組合長
秩父木材協同組合	秩父木材協同組合長
(財)秩父地域地場産業振興センター	(財)秩父地域地場産業振興センター事務局長

2 埼玉農林業・農山村振興ビジョン秩父地域プログラム抜粋

（平成23年3月 埼玉県秩父農林振興センター、熊谷家畜保健衛生所策定）

課題3 農林業の6次産業化の推進

- ・農産物の国際的な競争の激化が見込まれる中で、農林業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業を創出し、農山村地域における雇用と所得を確保することが課題となっています。
- ・秩父地域では、既にそばやしやくし菜、在来大豆、トウモロコシ、カボスや桑の実、カエデ樹液などの特産農林産物を使った商品開発により、秩父オリジナルの加工品が創出されつつあり、このような取組への支援が必要となっています。
- ・また、女性による起業活動を基に、生産、加工から流通・販売まで地域が一体となった活動の取組が期待されています。

課題4 水をはぐくむ秩父の豊かな森づくり

- ・秩父地域はスギやヒノキの植林が盛んに進められた結果、民有林における人工林の割合は47%に達していますが、奥地の人工林を中心に手入れが行き届かない森林が見られます。
- ・また、森林には、県土や自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の緩和など、県民生活に恩恵をもたらす多様な機能の発揮が期待されています。

課題5 森林の循環利用による元気な秩父林業の展開

- ・秩父地域の森林資源は、46年生以上の森林が52%を占め、伐採期を迎えています。
- ・素材生産量は、平成10年度の1万m³が、平成21年度には4万4千m³にまで増加しています。
- ・効率的な木材生産及び低コストの造林保育のため、森林管理道と作業道を結びつけた路網の構築が求められています。
- ・林業就業者は、若年層の新規参入も見られるものの、減少を続け、森林の持続的な整備に支障が生じる恐れがあります。このため、林業就業者の育成確保とともに、森林整備の中心的な担い手である森林組合の組織体制及び経営基盤の強化が求められています。
- ・木材の加工体制は、地域にある大規模製材工場を中心に製材されていますが、県外からの木材供給が多くを占めており、県産木材を安定的に供給することが課題となっています。

課題6 活力ある豊かな農山村づくり

- ・土地改良事業や農山村振興対策事業の導入を契機に、集落住民が共同して生産活動や都市との交流活動に積極的に取り組む活動が芽生えています。
- ・一方、秩父地域では農林業者の生産意欲を阻害し、地域農林業の維持発展の障害となっているサルやイノシシ、シカ等による被害が拡大し、その効果ある対策が強く求められています。
- ・また、近年、里山が放置され竹林が周囲に侵入、拡大するなど、農山村の景観及び生物多様性を著しく損ね、有害鳥獣の生息場所ともなっています。
- ・木質資源を有効活用した循環型社会構築への取組が始まっています。

